

従業員 各位

－ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について －

ナベプロセス株式会社 印

国内においてはほぼ第一波が収束しつつあり、全国的にも緊急事態宣言が解除されることとなりました。社内における感染防止対策は、6月1日より下記処置に変更した上で継続して実施致します。内容を確認の上、各従業員の皆様におかれましては、周知頂き十分な注意と対応をお願いいたします。政府の方針・指示に変更が入った際は、随時対応していきます。

記

【基本方針】

皆様の健康と安全を優先した対策を前提とした上で、感染に無頓着でいると私たち自身が加害者になり得るという自覚をもって対応に当たってください。また、**万一社内で感染者が出ると事業所の一時閉鎖**など、他の社員へは勿論、周囲にも大きな影響を与えてしまう危険性を認識したうえで、各自慎重に対応ください。

基本は日ごろより個人々々でできる予防を徹底していただき、体調に問題があれば、速やかにご相談いただきたいと思います。

「新しい生活様式」として、特に社内業務における「ソーシャルディスタンスの確保」については、①約2mの間隔をあける ②対面を避けることを徹底するようお願いいたします。 ※「作業場の分散化」や「飛沫感染防止の仕切り版設置」など対策してください。

【具体的方針】

1	指定感染症は通常の病気と違い、法律に従う必要があります。
2	①37.0℃を超える微熱がある場合は、会社に連絡をし、管理者と相談の上、出社の可否を判断してください。 ②37.5℃以上の発熱が4日間以上続く場合、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合には、会社に報告の上、医療機関での診察を受けていただき、その後、結果の報告と出勤時期の相談をお願いします。
3	主治医の指示に従ったうえで、各都道府県に設置をされている対応窓口の「新型コロナ受診相談センター」に連絡をし、指示を仰いでください。
4	原則として下熱から2週間(14日間)は、自宅待機となります。有休又は在宅勤務等、状況に応じての対応とします。その場合も体調の変化について会社に報告をお願いします。
5	新型コロナウイルスの場合は、指定感染症・検疫感染症に指定されるため、感染確認後は入院・隔離されます。
6	就業制限・退院については、国(厚生労働省)から各自治体に通知が出ているので、退院・出勤は、医療機関、保健所の指示の従うところとなります。

【個人々々での対策詳細】

項目	初期段階	中期段階
本人	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 症状のない普段からの毎日の体温測定 ✓ 発熱:37.5℃以上 <ul style="list-style-type: none"> 1.本人出勤停止(有休/特別休暇) 2.発熱が4日間続く場合は検査が必要。 ✓ 発熱:37℃以上、37.4℃以下 <ul style="list-style-type: none"> ・上司と相談。極力休む(有休休暇) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナ陽性 <ul style="list-style-type: none"> 1.本人出勤停止(有休/特別休暇) 2.本人は、保健所に連絡しその指示に従う。保健所からの指示を上司に連絡する。
家族	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発熱 <ul style="list-style-type: none"> 1.家族に発熱者ありと上司に報告する。 2.マスクを着用し出勤する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナ陽性 <ul style="list-style-type: none"> 1.社員の出勤については上司と相談の上、保健所に確認する。 2.基本的に家族全員の検査をしてもらう。 3.保健所の指示に従う。
出勤	<ul style="list-style-type: none"> イ) 上記、体温平熱を確認してから出勤する。少しでも体調不良を感じた際は、出社は控え、必ず会社に連絡し指示を仰ぐこと。 ロ) 公共交通機関を利用時は、つり革・手摺りの使用には十分な注意を払う。通勤方法が変更できる方は会社と 	

	<p>相談の上、個別に判断する。</p> <p>ハ) 通勤時はマスクを着用する。入館時にはアルコール消毒する。</p> <p>ニ) 緊急事態宣言が再度発令された都府県の事業所は、所轄の自治体の指示も加味しながら、変則勤務、特別有休休暇等の処置を検討する。</p>
出張・外出	<p>イ) 外出する際は、必ずマスクを着用する。</p> <p>ロ) できる限り公共交通機関を利用せず、車輜を利用する。</p> <p>ハ) 営業活動は、訪問要請がある場合は、十分に感染予防に配慮し、極力短時間で商談を行う。 テレワーク推進の顧客に対しては、遠隔営業を継続する。(電話・FAX・メール・荷送り等を利用)</p> <p>ニ) 国内出張は、やむを得ず対応を迫られた場合に限る。その場合、各事業所の部長及び工場長の承認を得ることが必要。 ※海外出張は原則禁止とする。</p> <p>ホ) できる限りスマートデバイス(スマホ・PC・iPad等)やTV会議を上手く活用し、立会い出張や県外を越える顧客への訪問を極力避けるよう努めること。</p>
社外者との 会合・来訪	<p>イ) 会合(食事会)等については、原則禁止とする。万が一、絶対に開催が必要な場合は、部長及び工場長の承認を得ること。尚、2次会以降の会は不可とし、ナイトクラブやカラオケなど3密感染が高い店舗は一切利用してはならない。 ※一次会(2時間以内)とし、すみやかに終了すること。</p> <p>ロ) マルチ立会いの受け入れは、状況に応じて対応する。その際は、必ず下記条件への了承を来訪者に得ること。 【①来社時は自動車利用 ②マスク着用(フェースシールドの着用も推奨) ③入館時のアルコール消毒、また手洗い、うがいをお願いする ④体温測定(36℃台であること) ⑤立会いは2時間以内とする ⑥立ち合い室は常時窓を開けて常時換気をしておく。作業場への入室は禁止する。 ⑦来訪者は必ず総勢で2名以内とする ⑧来訪申請へ会社・氏名・検温を記入いただく。】</p> <p>ハ) 取引先、仕入先の当社への来訪については、来訪者の体調を確認の上、了承する。その場合、極力、各部門の業務スペースから隔たれた場所且つ短時間で商談・打合せ等を行なうよう心掛けること。</p>
社内会議	<p>イ) 会議等については、基本的に「TV会議」または「iPadやPC(カメラ付き)でGoogle Meet」等を利用し、極力、同室を避けるよう心掛ける。</p> <p>ロ) 一同に会する場合は2m以上の間隔をあげ、対面を避けて実施すること。また参加人数は最大5名までとする。 注1. 会議時間は1時間以内を目処にする。(テーマを絞ることで短縮する。) 注2. 参加者と2m以上の距離を保ち、対面を避けるよう心掛ける</p>
社内交流 (イベント等)	<p>イ) 朝礼はソーシャルディスタンス、時間短縮を配慮した上で6月1日から再開する。</p> <p>ロ) 昼食や休憩時は、3密にならないよう時差または交代制を行う。</p> <p>ハ) 歓送迎会を開催する場合は外食は禁止とし、事業所敷地内で換気、消毒、3密等の対策を施した上で実施すること。</p>
プライベート のイベント	<p>不特定多数が参加するイベント及び会合への参加は、できる限り自粛をお願いします。 皆さまの行動の自粛が、「日本」を「世界」を救います!</p>
その他 (熱中症 対策)	<p>イ) 日常的に手洗い、うがい、室内換気(1時間おきに)等の徹底する。</p> <p>ロ) 各部署でのアルコール消毒の励行する。</p> <p>ハ) ハンドドライヤーは使用を中止し、ハンドソープによる手洗いの励行と自分専用のハンカチを使用する。</p> <p>ニ) 6月1日からCOOLBIZを開始する。 夏場の熱中症対策として、「冷感タオル」「空調服」など冷却グッズの使用を検討する。</p>
新型コロナ【発症後】の会社の対応	
<p>✓ HPにコロナ感染者が発生したことの告示を行う。会社の対策について記載する。</p> <p>✓ 保健所が会社に立ち入り、消毒を行う。また、濃厚接触者の確認が入る。</p> <p>✓ 保健所より会社に対し、一時休業期間等の指示が入る。</p>	

以上